45—06　ＰＵＤＴ

審決等の更正

１．　民事訴訟法においては「判決に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所は、申立てにより又は職権でいつでも更正決定をすることができる。」と規定しているが（民訴§257①）、特許法にはこのような規定がなく、法文上審決等の更正をすることができるかどうか必ずしも明らかでない。しかし裁判例は一貫して審決は更正することができるものとしている（大判大 12.12.3（大 12（オ）602 号）、大判昭 4.10.16（昭 4（オ）673 号）、大判昭 9.5.8（昭 8（オ）3120 号）、東高判平 7.10.31（平 4（行ケ）245 号））。

２．　特§157（実§41、意§52、商§56①、§68④）に示すように審判は審決をもって終了する。したがって、この重要な処分である審決を、その送達後に取り戻すことはしない。

３．　更正決定は、表示上の誤謬を訂正する場合で、かつ、その誤謬が明白な場合に限られる。更正決定により、審決の内容を実質的に変更させてはならない。

４．　更正決定は、職権又は申立てにより当該審決をした部門の合議体が行う。

５．　更正決定を行う場合は、更正決定書の謄本を審決を送達した者に送達する。

６．　決定（特許（商標登録）異議決定、却下決定を含む）も審決と同様に更正することができる。

（例）更正決定（査定系）（原本）

発送番号　112233　　1／

更正決定

不服２０ＸＸ－○○○○○○

○○○○○○○○○○○○○○○○
請　求　人　　○○　○○
○○○○○○○○○○○○○○○○
代理人弁理士　○○　○○

特願２０ＸＸ－○○○○○○号拒絶査定不服審判事件について、令和　　年　　月　　日付けでなされた審決中に明白な誤りがありましたので、職権によって、下記のとおり更正決定します。

記

審決書の○○の欄における「△△△」を「□□□」とする。

令和　　年　　月　　日

審判長　特許庁審判官　　○○　○○
特許庁審判官　　○○　○○
特許庁審判官　　○○　○○

（改訂 R5.12）